

秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例
実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例（平成20年条例第27号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、条例の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請等)

第2条 条例第4条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、建築許可申請書（様式第1号）の正本および副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 申請理由書

(2) 付近見取図

(3) 周囲現況図ならびに調書（申請に係る敷地境界から周囲おおむね100メートルの範囲内における建築物の用途別現況概要を示すものならびにその所有権者、賃借権者等の住所および氏名を記載したもの）

(4) 配置図

(5) 各階平面図

(6) 2面以上の立面図

(7) 2面以上の断面図

(8) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の申請があった場合において、許可するときは許可通知書（様式第2号）に、許可しないときは許可しない旨の通知書（様式第3号）に建築許可申請書の副本および

その添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(申請等の取下げの届出等)

第3条 前条第1項の申請者で許可を受ける前に当該申請を取り下げようとする者は、建築許可申請取下げ届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前条第2項の許可を受けた建築物の工事を取りやめた者は、工事取りやめ届(様式第5号)に許可通知書を添えて市長に提出しなければならない。

3 許可を受けた工事の変更をする場合は、改めて許可を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年3月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要領の実施の際、現に受理している許可申請等の取扱いについては、なお従前の例による。